

## 平成 27 年度第 1 回市民協働推進委員会会議概要

- ◎日 時 : 平成 27 年 5 月 2 日 (土) 9:30~12:50
- ◎会 場 : 市役所議会棟第 1 委員会室
- ◎出席委員 : 名和田委員長、近藤副委員長、伊藤委員、田辺委員、寺田委員、釧地委員、大木委員
- ◎事務局職員 : 坂上市民部長、井岡自治人権推進課長、鴨志田副主幹、小田主査補、尾形主事
- ◎傍聴者 : 0 名

### ◎議事

- ①会議公開及び会議録の取り扱いについて  
②平成 27 年度地域まちづくり事業について

#### 1. 開会

2. 委嘱状交付、部長あいさつ、委員自己紹介、職員紹介  
(省略)

#### 3. 委員長、副委員長の選出

事務局：委員長と副委員長の選出については、市民協働の推進に関する条例施行規則第 18 条第 2 項の規定において、委員の互選により定めるとなっている。委員長の選出について自薦・他薦含めご意見を伺いたい。

委員：前期に委員長を務めた実績もあるため、名和田委員を委員長へ推薦する。

委員：異議なし。

事務局：他にご意見がなければ名和田委員に委員長をお願いしたいと思うが、いかがか。

#### <委員異議なし>

事務局：名和田委員に委員長をお願いする。

事務局：続いて副委員長についてご意見があれば伺いたい。

委員：近藤委員を副委員長に推薦したい。

委員：同じく近藤委員を副委員長へ推薦する。

事務局：他にご意見がなければ近藤委員へ副委員長をお願いしたいと思うが、いかがか。

#### ＜委員異議なし＞

事務局：委員長を名和田委員、副委員長を近藤委員にお願いする。

#### 4. 議事

事務局：これからの議事の進行については、委員長へお願いする。

委員長：佐倉市市民協働の推進に関する条例の施行規則第18条第6項により委員会は委員の半分以上の出席がないと会議を開催することができないとある。本日は委員定数10名の内7名の出席があるため、委員会は成立する。審査を行う団体数も増えてきたため、効率的な議事の進行にご協力をお願いしたい。傍聴者の対応については、現在は待機していらっしゃる方はいないとのことだが、いらっしゃった場合はこちらで指示をする。

##### ①会議公開及び会議録について（公開）

委員長：会議の公開及び会議録について事務局から説明をお願いする。

事務局：会議は情報公開条例第28条により原則公開となる。ただし、個人情報に係るものですか、会議を公開することにより議事運営が阻害される場合などには、例外として非公開とすることができる。また、公開にあたっては、会議開催の事前公表を原則として会議開催予定日の1週間前までに、市政資料室やホームページにて公表する。また、会議の傍聴についても、定員を原則5人とし、15分前から受け付けを行うとともに、傍聴するかたに対しては、別紙傍聴要領(案)を配布し、会議の公正・円滑を確保し、秩序維持に努める。具体的内容としては、傍聴するかたは、会議で発言・質問をしないなど、傍聴以外のことはしないでくださいという内容となっている。会議資料の提供についても、傍聴者には、基本的に委員の皆様と同様の会議資料を提供するが、大型図面・写真等については閲覧のみとする。

また、会議を非公開とする場合については、会議の公開に関する要綱第3条第3号の「あらかじめ指名された委員等による承認」が必要となるので、その委員については、委員長・副委員長に一任する。なお、過去の委員会におきましては、市民協働事業及び地域まちづくり事業の審議についてのみ「非公開」としておりました。

その他会議公開に係る取扱いにつきましては、委員長に判断を一任する。

次に、会議録の取り扱いですが、要録とするとともに、発言者の名前等については、委

員長、委員、事務局とし、個人名は記載しないものとする。また、会議録確定後、市政資料室に配架、ホームページに掲載し、市民の閲覧に供する。補助機器の使用については、パソコン、録音機等使用し、会議録確定後、録音した情報は消去する。最後に、会議録の確定にあたっては、議事録署名人として、委員長、副委員長、委員長が指名したものの3人がそれぞれ議事録を確認した上で確定する。会議録に係るその他の取扱いについては、委員長に判断を一任する。

委員長：会議公開の取り扱いについて前期と大きな変更はない。会議公開及び会議録について何かご質問はあるか。

委員長：ご意見がないので、事務局説明のとおりとする。本日の会議については、質疑応答は公開とし、審議は非公開としたいが、これについてご異議はあるか。

#### <委員異議なし>

委員長：異議なしのため、本日の会議公開については次第のとおりとする。

#### ②平成27年度地域まちづくり事業について

##### 1) 地域まちづくり事業の説明及び質疑応答（公開）

委員長：11のまちづくり協議会事業について、事務局から一括で説明を行った後、質疑を行う。まずは、事務局より各事業の概要説明をお願いします。

（事務局より11協議会の事業概要を説明）

委員長：新委員もいらっしゃいますので全体的な説明を簡単にさせていただきます。この後の流れですが、1協議会ごとに質疑応答を行う。新規に設立された協議会の審査時には、協議会の方にお越しいただき、質疑にご対応いただくが、本日は新規の協議会はないため、質疑は事務局にご対応いただく。質疑応答については、1事業につき8分を目安にお願いしたい。その後、1協議会ずつ挙手により、議決を行う。質疑時に提案等ご意見がでた場合は、議決にあたってその意見を付すこととなる。書類上の事務的な点については事務局で確認を行っているので、委員会としては、将来につながるご意見及び改善点も含めたアドバイスを中心をお願いしたい。地域まちづくり事業は条例により定められており、そして事前に議会が議決をしまして協議会ごとに申請額の上限が90万円となっている。委員会が事業を承認し、市長へ意見を具申し、議会で議決された予算から申請額を助成する仕組みとなっている。これが予算に関する議会の権限と市長の執行権と各地域の総意といったかたちで一番バランスがとれている評価できる制度だと思

います。かつ補助事業ですので、補助率については、公共の利益に資する事業は10割、コミュニティ維持形成事業は8割となっている。90万円を超える部分については、各協議会でご負担いただくことになる。

各事業には継続事業と新規事業があり、事業名の横に記載がある。これが重要な判断要素となる場合もある。以上が全体的な枠組みとなる。これから1協議会あたり8分を目安に質疑を行うが、将来につながる意見や改善点のアドバイスを中心にご意見をいただきたい。

この後、休憩をとりたいと思います。

(休憩)

委員長：臼井ふるさとづくり協議会についてご意見はあるか。

委員：設立から9年が経過しているが、継続事業については前年度事業評価での課題と成果を踏まえた上で書いた方がわかりやすい。

事務局：前回の委員会時にも書類作成にあたっては、わかりやすく簡潔な記載を心がけてほしいという意見を付したが、改めて各協議会にご意見としてお伝えする。

委員長：様式が定められているので難しいかもしれないが、継続事業については、前年度の課題や反省点を記載する欄を設けることはできないのか。

事務局：できます。ただ今、委員長からいただいた意見をもとに、様式変更したものを今後の委員会で提案させていただきたい。

委員長：継続事業については、昨年度の反省をどう踏まえて、今年度はどうしていくのかを記載いただくとわかりやすくなる。様式については事務局に検討をお願いしたい。

事務局：承知いたしました。様式については、今後の委員会でお諮りして決定していきたい。

委員：前にも提言したが昔の遊び体験教室については、イベント的に開催するではなく、クラブ活動的に日常的な活動はできないのか。学校との兼ね合いもあるとは思いますが、検討してみたいかというご意見を以前したが、今年度の申請書では触れられていない。近隣の市町村でもクラブ活動化して、近所のお年寄りが囲碁や将棋を教えている学校があると聞いている。委員会の意見を検討したが、こういう課題があつてできなかった等の記載があれば、提案もよりしやすくなる。

事務局：様式変更については、指摘事項にどのように対応したかについても含めて検討をする。

委員：19ページのふるさとウォーキングだが、危険個所を改めて知るとあるが、危険個所をどうするのが記載されていない。事務局で把握はしているのか。

事務局：把握はしていないが、危険個所をどのようにしていくのかについては、ご意見としてお伝えする。

委員長：他にご意見がなければ、臼井ふるさとづくり協議会の質疑については終了とする。

委員長：続いて白銀小学校区地域まちづくり協議会についてご意見はあるか。

委員：住民の何%の参加を見込むと書かれているが、全体の数が分からないので、人数がわからない。具体的な人数も記載してほしい。また、その数値でよしとしている基準を教えてください。

事務局：ご意見としてお伝えする。世帯数については、平成26年度末時点で約1850世帯である。

委員：7ページの里山保全活用活動について、樹木に名札等の取り付けはしているのか。

事務局：一部には、取り付けをしている。

委員：名札等の取り付けは難しい面もある。表示することによって盗掘される恐れがある。周知することも必要ではあるが、表示することで持って行かれてしまうケースもある。一方で、まったく表示しないのも不親切だという意見もある。どのあたりで線引きするかが難しい。

委員長：難しい面はあるが、自然公園として多くの方が訪れているので、一度検討してほしい。

委員：10ページの学習文化活動で俳句を作って楽しんでいると記載されているが、男女比や世代間の交流ができているのかが不明である。前年度の実績でも人数の記載がされていない。実施する以上は様々な年代の方が参加できるようにしてほしい。

委員長：男女を問わず、多様な年代の方々の参加に繋がるよう配慮していただけるよう望みますというようなご意見を付したい。

委員：13ページの事業概要の文章の意味がわかりにくい。

事務局：書類作成の際に、誤字・脱字について注意をするようご意見をお伝えする。

委員：16ページの防犯防災活動だが、災害弱者について触れられていない。災害弱者についても考えていただきたい。

事務局：ご意見としてお伝えする。

委員長：他にご意見がなければ、白銀小学校区地域まちづくり協議会の質疑は終了とする。続いてふるさと弥富を愛する会についてご意見はあるか。

委員：ホタルの整備事業について、以前にも同様の意見があったと思うが、ホタルを見に来る人を呼び込むだけでなく、地区外から整備を行うボランティアを募集することも検討してみてはどうか。

事務局：ご指摘のあったせせらぎ整備事業については、昨年度で終了となった。今年度はホタルの里づくりとして、現地調査と小学校にあるカワニナ養殖場の管理を行う予定である。

委員長：人を呼び込むことによって、環境が破壊される可能性はないのかという疑問も以前の委員会であったが、ガイドボランティアを配置する等の取り組みを行って、環境悪化につながらない範囲で、ホタルという地域資源を有効に活用できるよう考えてみてはどうかという意見を述べることは、委員会として建設的な意見であると思う。

委員：21ページの健康・福祉事業の音楽講座は、具体的にどのようなことをしているのか。カラオケのようなものか。

事務局：詳しくは存じてないが、そのようなことを行っていると思われる。

委員長：部会が取り組む事業を1つの事業としているため、コンセプトがわかりにくい。

事務局：以前にも同様のご意見があったが、目的と手段を明確にするよう協議会にお伝え

する。

委員長：目的ごとの方がわかりやすい。

事務局：他の協議会でも部会ごとに記載をしているところがある。そうすると部会が様々な事業を行っているため、やや統一性に欠ける複数の事業が1つの事業として申請されることがある。事業のまとめ方について事務局で基準は定めているのか。

事務局：特に基準は定めていないが、目的と手段を明確に分けて記載できればわかりやすいと考えている。

委員長：1つの部会の事業だということでもまとめてしまうのではなく、目的ごとに分けて事業申請をしてほしい。委員としてはそちらの方がわかりやすい。  
弥富については、部会の分け方を検討していただき、わかりやすい申請書の作成を心がけてほしいということを委員会からの意見として伝えてほしい。

委員：音楽講座を開設し、団塊世代の地域参加の窓口を広げると記載されているので、音楽講座やごみゼロ運動も含めて団塊世代の参加を広めたいという意図は理解できる。

委員長：他にご意見がなければ、ふるさと弥富を愛する会の質疑は終了とする。続いて根郷小学校区まちづくり協議会についてご意見はあるか。

委員：4ページの環境文化事業について、達成しようとする成果と目標とする数値などの④に小川の再生とあるが、どのように再生して、どのような生き物を再生したいのかがよくわからない。

事務局：現場は水路のようになっており、草がかなり繁茂している。草刈りが主な作業となる。私が見る限りでは、水辺環境を適切に維持保全するために必要な水草や小魚等の再生を想定しているように思われる。

委員：10ページの防犯事業の実施意図に未実施地域への実施促進を図るとあるが、どのようにして促進を図るのか。

事務局：既に防犯パトロール実施している地区から未実施地域への働きかけや側面支援、パトロールノウハウの提供、合同パトロールなどを行っている。

委員長：単一自治会ではできないことを地域で連携して学び合うことは、まちづくり協議会の重要な意義である。

委員：13ページの広報事業の次年度以降の見通しに住民とのキャッチボールを期待していると記載されているが、広報紙を発行して配布するだけでなく、キャッチボールができるような仕掛けを何かされているのか。

事務局：広報紙に投書箱のような、ご意見受付先として会長の電話番号を付記した意見投書欄を設けている。

委員長：今年度よりすべての協議会が広報紙を発行することとなった。根郷まち協については、双方向性のある広報活動ができるよう今後の活動に期待をしている旨の意見を伝えてほしい。

委員：広報紙を読んでもらえるように配り方にも工夫をしてほしい。

委員長：広報紙の作り方について、市で講座等を行っているのか。

事務局：サポートセンターでチラシの作り方講座を行っている。

委員：回覧で見てもらえないのなら、手渡しで配布するなどのアクションを起こしていかないと浸透しない。せつかく予算をかけて作成するのだから、見てもらえるように工夫してほしい。

委員長：自治会未加入者も含めた全世帯への広報紙の配布は、すべての協議会が行っているのか。

事務局：正確に把握していないが、どの協議会も自治会未加入世帯へ配布を行っていると思われる。

委員長：自治会ごとに参加していない地域には配りようがないと思うが、全世帯へ配布するという考え方自体は浸透してきたと思う。

委員：すべての協議会が広報紙を作ることになったので、今後は配り方や読んだ人からのフィードバックをどのように行うかが大事になる。



委員長：根郷まち協は様々な事業をしっかりと行っている印象があるので、今後は広報事業で新たなステップを築いていってほしいという意見を伝えたい。

委員長：他にご意見がなければ、根郷小学校区まちづくり協議会の質疑は終了とする。続いてしづがはらまちづくり協議会についてご意見はあるか。

委員：15ページ子ども若者支援事業について、8月に行っているキャンプの準備はどうされているのか。また、対象者や人数等、まち協としての関わり方がわからない。

事務局：部会で4月より準備を開始している。運営は子ども若者支援部会のメンバーで行っており、学校の関係者も参加している。生徒については、下志津小学校・南志津小学校の4年生以上の生徒とお手伝いとして上志津中学校の生徒が参加する予定である。

委員長：内容に準備過程を記載している協議会も多いが、統一的な基準はないのか。協議会の数も増えてきたので、実務講座のような相互交流会を開催するのはどうか。

事務局：各協議会の資料を見てもらうとわかるが、どの協議会も準備過程について月別実績の欄に記載されている。書類に準備過程の記載がないのは、審査をする上で難しいと思われるので、ご意見としてお伝えする。

委員：企画や準備の段階で小学生や中学生が参加する時間を作れるのであれば、子どもたちにも関わってほしい。

委員長：子ども自身が企画段階から最後まで主体的に関われるようにしてほしいという意見を付したいと思う。

委員：17ページの地域福祉事業の実施意図に、認知症、高齢者、障がい者でも安心して暮らせるまちづくりを目指すとあるが、概要の部分には障がい者について触れられていない。ほとんどが高齢者に終始している書き方である。子育て支援や障がい者にももっと触れてほしい。

事務局：障がい者に対する取り組みについては、目的には入っているが、具体的には入っていないので、ご意見としてお伝えする。

委員長：他にご意見がなければ、しづがはらまちづくり協議会の質疑は終了とする。続いて西志津小学校区まちづくり協議会についてご意見はあるか。

委員長：ご意見がなければ、西志津小学校区まちづくり協議会の質疑は終了とする。続いて、上志津まちづくり協議会についてご意見はあるか。

委員：総事業費が91万円6千円となっており上限の90万円を超えているが、超えている部分についてはどのように対応するのか。

事務局：各自治会より徴収している協議会運営費から支出をする予定である。

委員長：運営費を市が助成しない佐倉市の仕組みにおいて、地域まちづくり協議会の側が自主的に運営費を捻出しておられる姿は高く評価できる。

委員：15ページの印刷製本費が0円にも関わらず、備考欄にはポスター、回覧文書等の作成と記載されているが、0円で作成できるのか。

事務局：消耗品費で対応する予定か、もしくは、前後の事業での記載をコピー&ペーストしたものが残ってしまったものではないかと思われる。

委員長：書類作成上の注意点として意見を付したい。

事務局：ご意見としてお伝えする。

委員：18ページも同様である。

事務局：同一部会の事業であるので、誤ってコピー&ペーストしたものであると思われる。

委員：畑体験事業は、参加者を募るのは収穫の時だけであるが、毎月行っている農作業は協議会で行っているのか。

事務局：部会員を中心に、通常の草刈り等の作業を行っている。

委員長：予算に農薬代が計上されているので、協議会のメンバーが主体的に農作業取り組んでいるものと思われる。

委員：収穫時だけでなく、農作業の段階からもっと多くの人に係わってもらった方が良い。

委員長：協議会が主体的に農園の運営に関わっている点は良いことであるが、地域全体に日頃より農作業を行っていることを周知し、地域全体で参画できるよう、さらに発展されるよう努めてほしいという意見を付したい。

委員：根郷のこんにゃく作り体験や収穫体験についても同様である。部会員が大変な思いをして準備をしているが、参加者は当日の収穫や体験だけしか行っていない。準備段階から体験や経験ができれば、収穫の喜びもより大きくなるのではないか。

事務局：根郷に対しても同様のご意見をお伝えする。

委員：延30名から40名とあるが、これは計画であってどこからこの人数を引っ張ってくるのか。

委員長：根郷については、準備も詳細に記載されており、整地が10名や草刈り等が10名といった記載がされている。いずれにしても協議会のメンバーだけで行っている。加上志津も延30名ということは、毎月2～3回作業を行うものとする、1回あたり約10名となり、これも根郷と同じような状況であると思われる。いずれにせよ、今のご意見は根郷と上志津の両協議会に伝えてほしい。

委員長：他にご意見がなければ、上志津まちづくり協議会の質疑は終了とする。続いて上座・ユウカリまちづくり協議会についてご意見はあるか。

委員長：講師謝礼の上限はないのか。

事務局：助成金90万円の上限の範囲内であれば、講師謝礼の上限はない。

委員：謝礼が安価な人を読んでほしいという意見を言うことはできないのか。

事務局：去年の例では、山村武彦先生をお呼びしたが、相場では40～50万円の謝礼が必要となるが、市で調整をした結果、10万円でお呼びすることができた。著名な講師をお呼びするのであれば、10万円という金額はかなり安価なものである。法令や要綱上、講師謝礼に対する制限はない。

委員長：10万円を計上しているということは、ある程度著名な方をお呼びする目論見があるということか。

事務局：昨年度の山村先生のご講演に対する地域住民からの評判が大変良かったので、今年度も同様のレベルの講演会を開催したいように思われる。

事務局：防災講演会に対するニーズを考えると10万円という金額は決して高い部類に入るものではない。

委員長：他の自治体では講師料の上限を定めている所もあるため、佐倉市は上限を定めているのかを確認したかった。

委員長：他にご意見がなければ、上座・ユウカリまちづくり協議会の質疑は終了とする。続いて青菅まちづくり協議会についてご意見はあるか。

委員：4ページにホームページを立ち上げたとあるが、予算にプロバイダの料金が計上されていない。プロバイダはどのようにされているのか。

事務局：無料のプロバイダを使用している。

委員：10ページの防災事業では、中学生の参加を求め、協力体制が組めるかどうか、どんな協力が期待できるか検証したいと書かれており、期待ができる事業である。

委員長：継続事業と新規事業の記載がないが、すべて新規事業ということか。

事務局：防災講演会のみが新規事業となり、それ以外の事業は昨年度からの継続事業である。

委員長：中学校の参加に期待しているという意見を付し、積極的な取り組みを促したい。

委員：7ページの歴史文化事業の概要に音楽コンサートなどを実施し、文化的な要素を醸成するとあるが、スケジュールには音楽コンサートの記載がない。おそらく10月の文化交流会のことを指していると思われるが、名称の不一致が気になる。文化交流会で音楽コンサートなどを実施すると書いてあればわかりやすい。

事務局：他にも支援理由書と年間スケジュールが不整合を起こしている部分があり、他の協議会でも見受けられる部分であるので、整合性も含めた書類の書き方についてご意見をお伝えする。

委員：一方で、支援理由書の達成しようとする成果と目標とする数値などには文化交流会と記載されている。名称を統一してほしい。

事務局：他の協議会も含めて、ご意見としてお伝えする。

委員長：昨年度の実績報告書には、中学生の参加は触れられていない。新しい視点で事業を進めていただきたい。

委員：昨年度は予算を使い切っていなかったのか。

事務局：昨年度は請求額に対して約20万5千円が返還となっている。

委員長：佐倉市の仕組みでは、90万円は予算としてとってあるだけで、申請しなければ執行されない。その点でも佐倉市の仕組みは良くできている。無理をして予算を全部使うといった無駄なことをせずに済むので、良いと思う。

委員長：他にご意見がなければ、青菅まちづくり協議会の質疑は終了とする。続いて井野小学校区まちづくり協議会についてご意見はあるか。

委員：7ページの防犯事業のこの事業を行う必要性、期待する効果などに「出られる日」「出られる時間」「出られる場所」を合言葉に、参加を呼びかけていくとあるが、若い人たちに参加してもらうための仕組みとしては良いと思う。呼びかけた後はどうするのがよくわからない。例えば、登録制にする等がわかれば教えてほしい。

事務局：実際にパトロールを行うのは、12月の一斉防犯パトロールのみである。防犯パトロールを日常的に行っている自治会が3～5くらいしかなく、地域住民の防犯意識があまり高くない状況にあるため、まずはステッカーの作成や一斉防犯パトロールに取り組んでいくということである。最終的には、地域全体で組織的に防犯パトロールを行えるようにしていきたいとのことである。

委員：防犯事業にも関わらず、11月に防災施設体験とある。

事務局：防災と防犯で1つの部会となっているため、誤記載したものである。

委員：防犯事業のメンバーも防災施設体験に参加するのか。

事務局：参加するメンバーもいると思われる。

委員長：4ページの支援理由書だが、抽象的な記述が多いように感じる。

委員長：わかりやすく適切な書類作成に留意してほしい。

委員長：他にご意見がなければ、井野小学校区まちづくり協議会の質疑は終了とする。続いて山王小学校区まちづくり協議会についてご意見はあるか。

委員長：13ページに区・自治会では単年度での役員交代が通例であったため、継続性が伴わないとあるが、まち協の委員は継続性があるのか。他の自治体では自治会を辞めた人たちが協議会で活動している所があるが、そうなると協議会の地域代表的性格が危うくなってしまうことがある。佐倉市では、自治会そのものが会員となっているため、その点が揺らぐ心配がない。人の面での継続性も担保されており、協議会のメリットが表れている。新規の事業はどのくらいあるのか。

事務局：昨年度と比較して、新規事業はない。事業を大きくまとめたので、申請書には新規と記載されている事業もあるが、実質的な変化はないと思われる。

委員：18ページの配布防災グッズは、具体的にどのような物か。

事務局：具体的には把握していない。

委員長：配布できる防災グッズはどのような物があるのか。

事務局：笛等が考えられるが、今年度は何を配布するか検討中と聞いている。

委員長：一般的に防災グッズが訓練で使用されるものであれば、書類の書き方として中身を明示しなくても、そこまで問題ではないと思う。一般的でなければ、余白が許す限り詳細を説明してもらった方が親切である。

委員：19ページに各区・自治会と連携し、要援護者名簿の一年毎の更新と管理を行うとあるが、名簿の管理はどのようにされているのか。

事務局：山王さくら自治会については、自治会及び民生委員が中心となって、名簿の管理をしていると伺っている。太田区と大篠塚区については、把握できていないが、要援護

者の情報は地域内で共有できていると思われる。

委員長：先程の防災グッズだが、昨年度の事業報告書19ページに携帯トイレと記載があった。今年度も同様であるので、詳細を記載しなかったものと思われる。

委員：災害時に農家の井戸水を利用できるか調査するという事業は行わないのか。

委員：達成しようとする成果に防災協力井戸20か所設置とある。

事務局：概要の書き方が昨年度と変わっており、わかりにくい部分はあるが、スケジュールには防災協力井戸に関する取り組みが各種記載されている。

委員：申請書を見ると新規事業となっているが。

事務局：事業をまとめたことにより新規事業と記載されているが、実質的な事業内容の違いはない。

委員長：他にご意見がなければ、山王小学区まちづくり協議会の質疑は終了とする。意見の集約を行う前に、言い忘れたこと等があれば伺いたい。

委員：消耗品費で全体の3分の1近くを使っている協議会もある。詳細を見ると、のぼり旗やジャンパー等、何でもかんでも消耗品費に計上している印象を受ける。

委員長：新しい事業を開始する際に、ある程度消耗品費を買い揃えることは必要になるが、消耗品費と備品費の分け方の基準はあるのか。金額で決めているのか。

事務局：要綱に基づきものの性質等で判断している。

委員長：実用的には備品と思われるものであっても、予算上は消耗品費に計上されるケースもあると思われる。

委員：詳細をしっかりとさせないと、達成しようとする目的に近づかないのではないのか。

事務局：各協議会に対して、収支予算書に詳細や内訳を記載するようご意見としてお伝えする。

委員：広報事業で使用するカメラ等の必要なもので、残るものであれば、消耗品とは項目を別にして計上してほしい。

事務局：どの協議会もカメラについては、備品費として計上されている。

委員長：予算書のスペースに限りはあるが、大事な物は申請書に記載していただきたい。事務局からも申請書の書き方について意見を伝えてほしい。

委員長：他に全体を通してご意見はあるか。

委員：山王小学校区まちづくり協議会の19ページ高齢者の見守り事業だが、援護者を集めるのに苦労すると思うが、どのように集めるのか。また、どのように援護していくのか。一般的に、1人の要援護者に対して3名の援護者が必要だが、高齢化が進んだ地域では、なかなか援護者を見つけるのが大変である。援護者はどのような方がなれるのか。

事務局：4月は検討段階となっており、本格的に見守り活動を開始するのは、5月からのようなので、詳細については把握していない。

委員長：これからの取り組みであるので、どのような仕組みにするのかは、まだ検討中の段階であると思われる。

事務局：この事業の実施にあたっては、民生委員とも連携をしながら進めていくと聞いているが、ご意見があればお伝えしたい。

委員：以前はアンケートやチェックシートで要援護者の把握をしていたが、廃止になってしまい、地域の人たちで、要援護者を発見し、早めに包括支援につなげていかなければならない。

委員長：今後、協議会組織が地域包括ケアの課題の受け皿になるのではないと思われる。

事務局：介護の関係では、自治会、町内会は契約関係になることはできないが、ボランティア的に協力することは可能である。災害関係では、今年度より名簿の作成に着手する予定である。市で作成した名簿を受け取るかどうかは各自治会の判断になる。

委員：以前、自治会長に一人暮らしの高齢者の方の情報を聞いたら、民生委員に確認して



ほしいと言われたことがある。例えば、一人暮らしの高齢者がどのくらいいるのかといった情報は聞けば教えてもらえるのか。

委員：敬老会の名簿等でしか把握はできない。民生委員は相手方が登録されている方しか把握していない。一人暮らしでも登録をしていない方もいる。

委員長：今後、まちづくり協議会の事業でも地域福祉関係の事業が増えてくるのではないかな。

委員：山王の22ページ、23ページの環境保全対策事業だが、最初に不法投棄のゴミを回収し、その後調査及びパトロールを行うとある。計画の段階では、具体的な数値目標は記載されておらず、不法投棄ゼロを目指すとだけ書いてある。実施するにあたって、最初に数値化すれば、事業評価をするときにわかりやすくなる。例えば、パトロールを強化したことにより、これだけ減少したということがわかるように書いていただくと良いと思う。

委員長：不法投棄ゼロは数値目標というよりは、理念的な目標である。具体的な数値目標は事務局で把握しているのか。

事務局：数値目標については把握していない。東関道の脇道付近に不法投棄が多く、そこを中心にパトロールを実施すると聞いている。また、前回の委員会でご意見のあった不法投棄抑止の看板設置についても、スケジュールには記載はないが検討すると聞いている。また、その点については、他の協議会も数値化できていない記載が数多く見受けられるので、全体的な課題と思われる。

委員長：他になければ質疑応答は終了する。ここまでは公開であるが、審議については非公開となる。

## 2) 地域まちづくり事業の審議（非公開）

### 5. その他

#### ・次回会議日程について

→第2回市民協働推進委員会は市民提案型事業の審査を行う予定

#### ・委員報酬及び費用弁償の支払い時期

→5月中旬を予定

6. 閉会

委員長：以上で本日の委員会は終了となる。

平成27年5月25日（月）

委員長	名和田 是彦
副委員長	近藤 維久子
議事録署名人	伊藤 弘輝